

古武賞，青洲賞選考規定

第1条（目的）

本学会に若手研究者による優れた基礎医学研究および臨床医学研究を顕彰し、もって、本学会および医学の発展に寄与することを目的とし、古武賞および青洲賞を設ける。

第2条（選考対象）

本学会の会員（会員歴3年以上）であって、4月1日現在40歳以下で過去に同一の賞を受賞していない者を選考対象とする。原則として、学内外の他の賞の対象となった論文は対象としない。また、主として和歌山で研究が行われ、過去3年以内に掲載された論文を対象とする。

第3条（選考資料）

本賞に応募しようとする者は、本学会の規定する必要書類を期日までに本学会事務局に提出しなければならない。詳細は別途定める。

第4条（選考の方法）

応募者の業績に関して、選考委員会で審査を行ない、その結果に基づいて幹事会で受賞者を決定する。受賞者は原則各1名とする。

第5条（顕彰）

古武賞および青洲賞受賞者には、本学会総会において顕彰し、賞状および副賞を授与する。

第6条（義務）

受賞者は、本学会総会において、受賞した研究内容に関して講演するものとする。また、その内容を「和歌山医学」に総説として掲載するものとする。

第7条（附則）

本規定は平成25年7月7日より発効する。